

# 意見書

国立大学法人徳島大学職員給与規則に関する意見は下記のとおりです。

## 記

今回の徳島大学職員給与規則の一部改正（看護職手当の増額）についてはおおむね賛成します。看護師等の収入増を決めた令和3年11月19日の閣議決定に基づき、診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」が新設されたことにともなう改正とのこと。国の施策を後追いして方針を決定するのではなく、病院として主体的に職員の待遇改善に努めるように求めます。また、厚生労働省の「看護の処遇改善に係る診療報酬の対応について（周知依頼）」では「本評価料による収入の3分の2以上について、看護職員等の賃金のベースアップに使用することを求める」とされております。手当ではなく基本給のベースアップという形での支給をなるべく早く実施されることを求めます。

2022年10月24日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏 名 山口裕之

印